

事 務 連 絡
令和5年3月22日

各中学校長 様

岐阜市教育委員会
学校指導課長

令和5年度初めの休日における学校部活動及び地域クラブ活動の対応について

見出しのことについて、岐阜市としては、「岐阜市中学校部活動指針」及び令和5年2月6日付岐阜市教委学指第1289号にて送付した「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」をもとに対応します。

については、令和5年度当初の休日の学校部活動及び地域クラブ活動の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記


1 年度当初の対応

○土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・岐阜市中学校部活動指針「岐阜県中学校部活動」
P8
- ・新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）
P7、15「休養日」参照

2 送付文書【参考】

- ・「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」…令和5年3月 岐阜県教育委員会

	岐阜市教育委員会 学校指導課 教育研究所		
	主幹	佐々木 喜秀	
	本件担当者	伊藤 良貴	
	岐阜市芥見南山3丁目10番地1号		
電 話	241-2114	F A X	241-2103
e-mail	ito@city-kyouken.gifu-gif.ed.jp		